

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令新旧対照表

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別表第1（第1条関係）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 動物由来たん白質（ほ乳動物、家きん又は魚介類を原料として製造されたたん白質をいう。以下同じ。）又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準</p> <p>(1) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>エ 豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料は、ほ乳動物由来たん白質（豚又は馬に由来する血粉及び血しょうたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済血粉等」という。）、豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済豚肉骨粉等」という。）又は豚及び家きんに由来する原料を製造工程の原料投入口で混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉であつて、豚及び家きん以外の動物に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済原料混合肉骨粉等」という。）を除く。）を含んではならない。</p> <p>オ 豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料は、家きん由来たん白質（チキンミール、フェザーミール、血粉及び血しょうたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済チキンミール等」という。）、家きんに由来する加水分解たん白及び蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下</p>	<p>別表第1（第1条関係）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 動物由来たん白質（ほ乳動物、家きん又は魚介類を原料として製造されたたん白質をいう。以下同じ。）又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準</p> <p>(1) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>エ 豚、鶏又はうずらを対象とする飼料は、ほ乳動物由来たん白質（豚又は馬に由来する血粉及び血しょうたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済血粉等」という。）、豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済豚肉骨粉等」という。）又は豚及び家きんに由来する原料を製造工程の原料投入口で混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉であつて、豚及び家きん以外の動物に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済原料混合肉骨粉等」という。）を除く。）を含んではならない。</p> <p>オ 豚、鶏又はうずらを対象とする飼料は、家きん由来たん白質（チキンミール、フェザーミール、血粉及び血しょうたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済チキンミール等」という。）、家きんに由来する加水分解たん白及び蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済家きん</p>

「確認済家きん加水分解たん白等」という。)又は確認済原料混合肉骨粉等を除く。)を含んではならない。

カ 家畜等(牛等、豚、鶏、うずら及び養殖水産動物を除く。)を対象とする飼料は、ほ乳動物由来たん白質(確認済血粉等を除く。)を含んではならない。

キ 家畜等(牛等、豚、鶏、うずら及び養殖水産動物を除く。)を対象とする飼料は、家きん由来たん白質(確認済チキンミール等を除く。)を含んではならない。

ク (略)

(2) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の製造の方法の基準

ア (略)

イ ほ乳動物由来たん白質(確認済血粉等、確認済豚肉骨粉等及び確認済原料混合肉骨粉等を除く。)、家きん由来たん白質(確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等及び確認済原料混合肉骨粉等を除く。)及び魚介類由来たん白質(確認済魚介類由来たん白質を除く。)は、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に用いてはならない。

ウ ほ乳動物由来たん白質(確認済血粉等を除く。)、家きん由来たん白質(確認済チキンミール等を除く。)及び魚介類由来たん白質(確認済魚介類由来たん白質を除く。)は、家畜等(牛等、豚、鶏、うずら及び養殖水産動物を除く。)を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に用いてはならない。

エ (略)

(3) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の使用の方法の基準

ア (略)

イ ほ乳動物由来たん白質(確認済血粉等、確認済豚肉骨粉等及び確認済原料混合肉骨粉等を除く。)、家きん由来たん白質(確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等及び確認済原料混合肉骨粉等を除く。)又は魚介類由来たん白質(確認済魚介類由来たん白質を除く。)を含む飼料は、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物に対し使用してはならない。

ウ ほ乳動物由来たん白質(確認済血粉等を除く。)、家きん由来たん白質(確認済チキンミール等を除く。)又は魚

加水分解たん白等」という。)又は確認済原料混合肉骨粉等を除く。)を含んではならない。

カ 家畜等(牛等、豚、鶏及びうずらを除く。)を対象とする飼料は、ほ乳動物由来たん白質(確認済血粉等を除く。)を含んではならない。

キ 家畜等(牛等、豚、鶏及びうずらを除く。)を対象とする飼料は、家きん由来たん白質(確認済チキンミール等を除く。)を含んではならない。

ク (略)

(2) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の製造の方法の基準

ア (略)

イ ほ乳動物由来たん白質(確認済血粉等、確認済豚肉骨粉等及び確認済原料混合肉骨粉等を除く。)、家きん由来たん白質(確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等及び確認済原料混合肉骨粉等を除く。)及び魚介類由来たん白質(確認済魚介類由来たん白質を除く。)は、豚、鶏又はうずらを対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に用いてはならない。

ウ ほ乳動物由来たん白質(確認済血粉等を除く。)、家きん由来たん白質(確認済チキンミール等を除く。)及び魚介類由来たん白質(確認済魚介類由来たん白質を除く。)は、家畜等(牛等、豚、鶏及びうずらを除く。)を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に用いてはならない。

エ (略)

(3) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の使用の方法の基準

ア (略)

イ ほ乳動物由来たん白質(確認済血粉等、確認済豚肉骨粉等及び確認済原料混合肉骨粉等を除く。)、家きん由来たん白質(確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等及び確認済原料混合肉骨粉等を除く。)又は魚介類由来たん白質(確認済魚介類由来たん白質を除く。)を含む飼料は、豚、鶏又はうずらに対し使用してはならない。

ウ ほ乳動物由来たん白質(確認済血粉等を除く。)、家きん由来たん白質(確認済チキンミール等を除く。)又は魚

介類由来たん白質(確認済魚介類由来たん白質を除く。)を含む飼料は、家畜等(牛等、豚、鶏、うずら及び養殖水産動物を除く。)に対し使用してはならない。

(4) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の保存の方法の基準

ア (略)

イ ほ乳動物由来たん白質(確認済血粉等、確認済豚肉骨粉等及び確認済原料混合肉骨粉等を除く。)、家きん由来たん白質(確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等及び確認済原料混合肉骨粉等を除く。)又は魚介類由来たん白質(確認済魚介類由来たん白質を除く。)を含む飼料は、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に混入しないように保存しなければならない。

ウ ほ乳動物由来たん白質(確認済血粉等を除く。)、家きん由来たん白質(確認済チキンミール等を除く。)又は魚介類由来たん白質(確認済魚介類由来たん白質を除く。)を含む飼料は、家畜等(牛等、豚、鶏、うずら及び養殖水産動物を除く。)を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に混入しないように保存しなければならない。

(5) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の表示の基準

ア (略)

イ 確認済血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等、確認済魚介類由来たん白質若しくは確認済原料混合肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料には、次の文字を表示しなければならない。

使用上及び保存上の注意

- 1 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかには使用しないこと(牛、めん羊、山羊又はしかに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。)
- 2 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかを対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に混入しないよう保存すること。

(削除)

介類由来たん白質(確認済魚介類由来たん白質を除く。)を含む飼料は、家畜等(牛等、豚、鶏及びうずらを除く。)に対し使用してはならない。

(4) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の保存の方法の基準

ア (略)

イ ほ乳動物由来たん白質(確認済血粉等、確認済豚肉骨粉等及び確認済原料混合肉骨粉等を除く。)、家きん由来たん白質(確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等及び確認済原料混合肉骨粉等を除く。)又は魚介類由来たん白質(確認済魚介類由来たん白質を除く。)を含む飼料は、豚、鶏又はうずらを対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に混入しないように保存しなければならない。

ウ ほ乳動物由来たん白質(確認済血粉等を除く。)、家きん由来たん白質(確認済チキンミール等を除く。)又は魚介類由来たん白質(確認済魚介類由来たん白質を除く。)を含む飼料は、家畜等(牛等、豚、鶏及びうずらを除く。)を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に混入しないように保存しなければならない。

(5) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の表示の基準

ア (略)

イ 確認済血粉等、確認済チキンミール等若しくは確認済魚介類由来たん白質又はこれらを原料とする飼料には、次の文字を表示しなければならない。

使用上及び保存上の注意

- 1 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかには使用しないこと(牛、めん羊、山羊又はしかに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。)
- 2 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかを対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に混入しないよう保存すること。

ウ 確認済豚肉骨粉等、確認済家きん加水分解たん白等若しくは確認済原料混合肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料には、次の文字を表示しなければならない。

使用上及び保存上の注意

- 1 この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか及び養殖水産動物には使用しないこと(牛、めん羊、山羊、しか又は養殖水産動物に使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。)
- 2 この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか及び養殖水産動物を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に混入しないよう保存すること。